

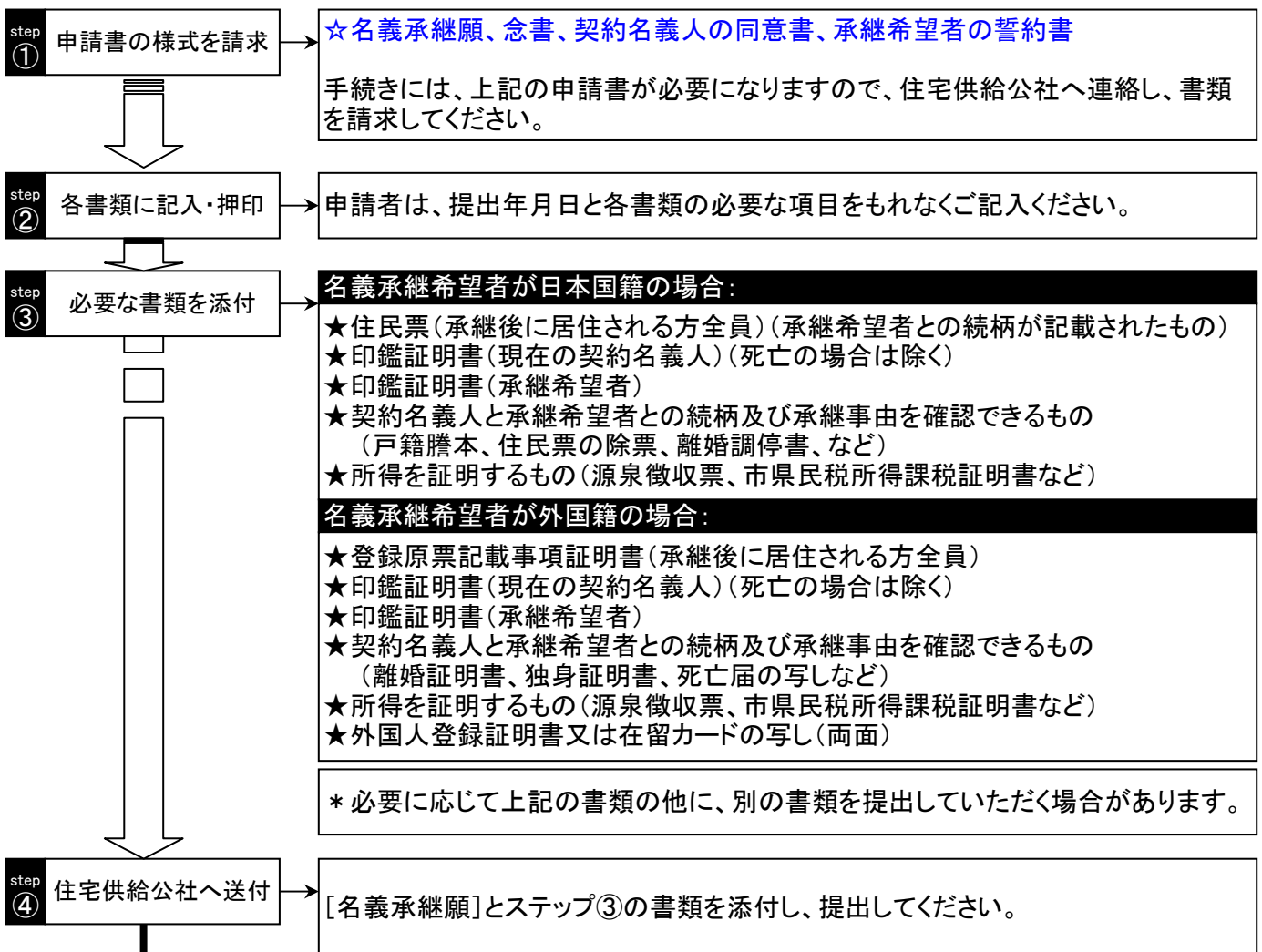


都市機構住宅の名義承継手続きについて

次のような理由で契約者の名義を変更する必要があるときは、住宅供給公社へ「名義承継願」を提出し、あらかじめ都市機構の承諾を得なければなりません。

- ① 契約者名義人の死亡
 - ② 離婚による契約者名義人の退去
 - ③ 死亡、離婚以外(結婚、転勤等)による
 - ④ 扶養(契約者名義人が定年退職等で収入がなくなった場合など)
- 現在の契約者名義人から名義の承継を希望する方は、一定の資格条件を備えた同居親族である①配偶者、②6親等内の血族、③3親等内の姻族に限り承継が認められます。
承継資格は、承継事由により、入居当初からの同居を要件とするものや、同居期間に制約のあるものなどそれぞれ異なりますので、住宅供給公社に相談してください。

都市機構住宅名義承継手続きの流れ及び必要な書類等:



書類の提出先は都市機構住宅を管轄する住宅供給公社へ送付してください。

西部支所	住宅サービス課(中部)	東部支所
〒 430 - 0929	〒 420 - 0853	〒 410 - 0055
浜松市中区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎9階	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル 9階	沼津市高島本町1-3 県東部総合庁舎本館 2階
静岡県住宅供給公社 西部支所 宛	静岡県住宅供給公社 住宅サービス課 宛	静岡県住宅供給公社 東部支所 宛